

個別共同研究 2

関東大震災の都市復興過程とそのデータベース化、並びに資料収集

関東大震災の義捐金について

北原 糸子

KITAHARA Itoko

はじめに

関東大震災の義捐金品が膨大な額に達していたことは、帝都復興祭の年に東京市が刊行した『帝都復興事業図表』（1930年）に明らかである（図1）。国内だけでも当事の金額にして6千万円以上、皇室の内帑金1千万円余を含めると、7千万円規模になる。現在の貨幣価値に換算、3000倍に相当するとすれば2100億円となる。貨幣価値の基準値によっては上下の変動があるが、関東大震災ではともかくも膨大な義捐金品が集まったのである。これに国外からの義捐金品が4千万円ほど加わるから総計1億円規模となる。国内の義捐金と義捐品の金額を振り分けてみると、表1のようになる。義捐金は相当部分が物資に換えられるから、金と物資とをわける意味はあまりないかもしれない。しかし、腐敗する物資、運搬に多大の労力を伴う物資などの点から、義捐金が望まれたという理由もあった。国外はともかくも国内に関して、3千4百万円という義捐金額は明治中期に新聞社が事業として義捐金を扱うようになって以来、最大の金額といえる。その巨額の義捐金はどのようにして集められ、また、どのように配分されたのか、そこにはどのような意図が込められていたのかを考察する。

1. 災害義捐金の歴史

実はこうした義捐金募集は関東大震災に始まったことではない。近代以降の災害に限っても、新聞社が募集する義捐金は1885年の大阪淀川洪水の際に大阪朝日新聞社が始めた。1886年、英国船籍の船が紀伊半島沖で遭難、日本人25人の乗客が死亡したノルマントン号事件では、当時不平等条約下において領事裁判権のない日本は不当な地位に貶められているとして、一挙に条約改正の世論が高まった。この機に乗じて、東京の中央新聞5社が連携して遭難者哀悼の義捐金を募集、義捐者氏名を新聞紙上に掲載、一気に日本全国が呼応する義捐金応募となった⁽²⁾。その2年後の1888年の磐梯山噴火では15社に拡大した中央の新聞社が義捐金を募集、最終的には当時の金額にして5万円ほどの義捐金が集められた⁽³⁾。さらに3年後の1891年濃尾地震ではすでに災害義捐金募集は各新聞社のそれぞれの事業として定着し、この地震で5千人の死者を出した岐阜県に集まった義捐金は21万円に達した⁽⁴⁾。新聞社による義捐金募集が開始されて以来、義捐者の名前、金額、所属、住所などを列記することは慣例となったが、実は時代を遡れば、^{せぎょう}施行と呼ばれる相互扶助が江戸時代の災害の際には当た

品金捐義災震ノリヨ地各内國 金賜下御 圖三第

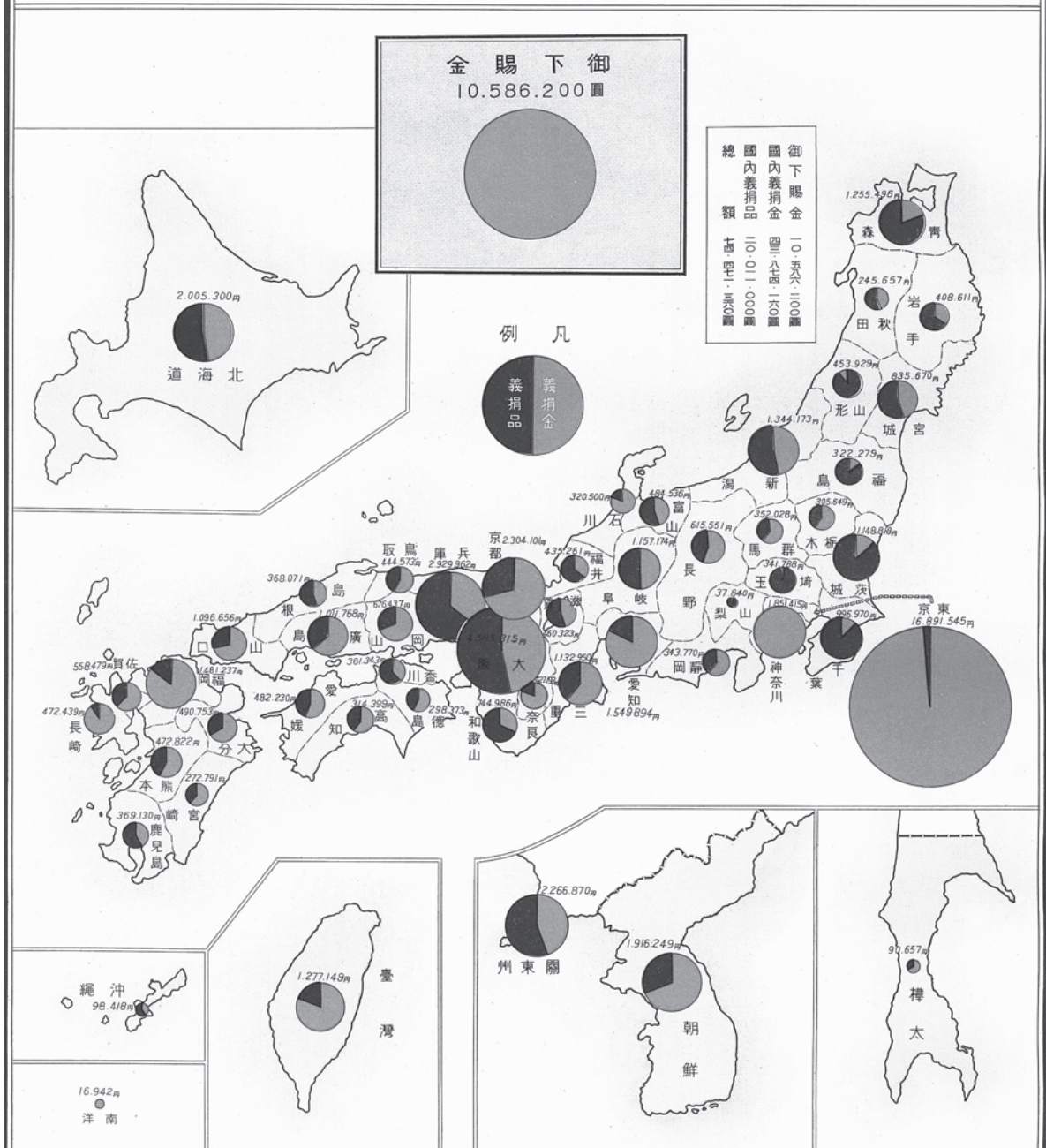


図1 震災義捐金品. 出典『帝都復興事業図表』第3図から一部分を引用

り前のこととして慣例化していた。農村は農村としてのまとまりのなかで、都市にあっても地域が立ち直らなければ町の住民の生活は元に戻らないから、町の間持ちは被災した貧困層には食糧や金、あるいは家賃免除などの形で生活支援を行った。新聞による近代の義捐金募集のように、生活圏を超えて施行をする人はいなかったが、こうした行為はまずは都市の富商に率先して行うように為政者が論し、多くの人々がそれに倣うように仕向けた。施行者の名前を番屋に張り出すなどして、広くその“徳”を社会に周知したのである。⁽⁵⁾ 近代に入っては、新聞という社会の公器がこの役割を担った。明治中期の企業勃興期に発生した濃尾地震では、新聞社募集の災害義捐金では、互いに顔も知らない者

同士が志を同じくする読者として新聞紙面に名を連ねることによって新しい社会的連帯の気分を抱かせ、大いに人気を呼んだのである。もちろん、災害に限らず、多くの事業へ支援と賛同が義金という形で一般化した⁽⁶⁾。

濃尾地震を隔てる30年後の災害とはいえ、関東大震災の義捐金高は異常な伸びを示した。第1次世界大戦が日本にもたらした好況、それに呼応した産業構造の重工業化への躍進が都会に出て工場働く人々を地方から吸い上げた。企業や新しく生まれた団体などが義金の底上げをなさしめたということはあるにしても、県出身者が東京・横浜で罹災したため、各県が率先して県出身者救援のための義金を募集したという背景を考えなければならない。その上で、帝都東京の大震災という特殊性を考慮する必要がある。

以下では、各県がそれぞれ県内に義捐金募集をかけ、金を集める経緯を各県の行政資料を元にフォローしてみることにする。これを通じて、多額な義捐金がどのようにして可能となったのかを検証することができると思う。

一般的な動向がわかる資料としては、『大正震災志』⁽⁷⁾下巻が挙げられる。さらに震災地内外の各県の詳細な資料が収録されているものとしては、『東京震災録』⁽⁸⁾後編第2巻が挙げられる。ここに収録されている第1篇応急措置の第7章「救援」には、当時の植民地を含む全国各県の災害対応の記事がある。これらの記事の歴史的意義が大きいと考えられるのは、郡役所の廃止が決定され(1922年)、残務処理の存続期間(1926年)を挟む時期に発生した関東大震災についての行政資料が相当程度に廃棄されたため、この震災録に収録された記録が残された唯一のものという場合も少なくないことである。しかし、県によ

表1 各県義捐金品高 単位・円

府 県	図表 (金+品) A	大正震災志 (金) B	義捐品 C	B/A%
東京府	16,891,545.21	15,298,891.56	1,592,653.65	91%
神奈川県	1,851,414.53	20.00	1,851,394.53	0%
埼玉県	341,788.31	27.70	341,760.61	0%
千葉県	996,970.05	126,481.75	870,488.30	13%
茨城県	1,148,817.54	172,386.94	976,430.60	15%
栃木県	305,649.46	183,758.60	121,890.86	60%
群馬県	352,028.03	216,910.31	135,117.72	62%
長野県	615,550.51	336,778.45	278,772.06	55%
山梨県	37,839.50	139.50	37,700.00	0%
静岡県	343,770.00	195,703.05	148,066.95	57%
愛知県	1,549,894.46	1,246,990.51	302,903.95	80%
三重県	1,132,950.00	700,000.00	432,950.00	62%
岐阜県	1,157,174.16	560,197.82	596,976.34	48%
滋賀県	460,322.56	207,152.55	253,170.01	45%
福井県	435,260.86	148,546.33	286,714.53	34%
石川県	320,500.00	260,500.00	60,000.00	81%
富山県	484,535.71	221,575.30	262,960.41	46%
新潟県	1,344,173.10	648,315.39	695,857.71	48%
福島県	322,278.66	55,928.66	266,350.00	17%
宮城県	835,670.20	374,099.73	461,570.47	45%
山形県	453,928.76	398,054.29	55,874.47	88%
秋田県	245,657.00	110,407.00	135,250.00	45%
岩手県	408,611.32	149,341.45	259,269.87	37%
青森県	1,255,495.72	257,744.56	997,751.16	21%
京都府	2,304,101.38	1,614,571.38	689,530.00	70%
大阪府	4,585,314.75	2,108,844.37	2,476,470.38	46%
奈良県	427,193.18	331,540.82	95,652.36	78%
和歌山県	744,985.83	222,463.80	522,522.03	30%
兵庫県	2,929,962.01	910,028.21	2,019,933.80	31%
岡山県	676,436.83	472,343.98	204,092.85	70%
広島県	1,011,767.59	646,062.96	365,704.63	64%
山口県	1,096,656.31	805,666.50	290,989.81	73%
鳥取県	444,572.55	254,853.87	189,718.68	57%
島根県	368,070.84	177,731.43	190,339.41	48%
徳島県	298,373.05	170,327.13	128,045.92	57%
香川県	361,343.47	132,043.35	229,300.12	37%
愛媛県	482,230.12	250,000.00	232,230.12	52%
高知県	314,398.91	174,298.91	140,100.00	55%
長崎県	472,429.43	414,147.63	58,281.80	88%
佐賀県	558,479.23	360,214.18	198,265.05	64%
福岡県	1,481,236.83	1,281,467.83	199,769.00	87%
熊本県	472,822.45	270,716.27	202,106.18	57%
大分県	490,752.64	315,842.64	174,910.00	64%
宮崎県	272,791.12	155,609.06	117,182.06	57%
鹿児島県	369,130.00	100,000.00	269,130.00	27%
沖縄県	98,417.81	36,157.81	62,260.00	37%
北海道庁	2,005,500.13	963,876.26	1,041,623.87	48%
臨時震災救護事務局	2,758,690.58	—		
総 計	58,317,292.63	34,038,759.89	24,278,532.74	58%
計算数値	58,317,482.63	34,038,759.83		

A欄は『帝都復興事業図表』第3図より引用、B欄は『大正震災志』(1925年刊)を典拠とした。C欄はA-Bの数値。

っては、関東大震災の救援関係の行政簿冊が残されているところもある。そうした行政資料を公開している各県の公文書館、図書館などを調査した。そこで調査した行政資料からは、中央政府の指令とそれに対する県の対応を読み取ることができる。今回調査したのは、以下の各県の文書館などである。

北海道公文書館、弘前市図書館、秋田県公文書館、宮城県公文書館、新潟県公文書館、福島県歴史資料館、栃木県公文書館、群馬県公文書館、山梨県公文書館、長野県歴史資料館、長野市公文書館、埼玉県公文書館、愛知県公文書館、滋賀県政資料室、京都府立総合資料館、奈良県立図書館情報館。

なお、関西諸県のうち情報公開されている震災関係の行政資料群は、今後の調査によって情報収集する予定である。当時の植民地（台湾、樺太、朝鮮、南洋諸島）については調査上の制約から、本稿では、植民地を除く国内の義捐金を対象とすることにした。

2. 関東大震災の義捐金

2-1 総額一億円の義捐金

まず、図1の義捐金品額を数値で追ってみよう。図1の円グラフは円の大小で義捐規模、円を赤（図1では灰色）と青（図1では黒色）に色分けして義捐金と義捐物資換算額が表示されているが、『大正震災志』にまとめられた義捐金額を差し引くと義捐物資換算額が算定できる（表1参照）。集計値に5ヶ年の差はあるが、義捐物資は震災早期に集中しているので、問題はないと判断している。全体としては、義捐金が約3分の2弱を占め、義捐品換算額が3分の1の割合であったとみられる。義捐金率が90%以上を占める東京府はさておき、神奈川、埼玉、千葉、茨城、山梨の各県の義捐金率が圧倒的に低い。これは、逆に義捐物資が大半を占めていたことを示しているが、これら5県は震災県として自らの県も震災の被害を受け、罹災者に対して救援物資を直接配給する必要があったためである。静岡県も伊東、熱海などは津波に襲われ大きな被害を受けた震災県だが、県域全体が被害を受けたわけではなかったから、被害地域を除くところから震災を目の前にして多くの義捐金が集まったと推定される。

さて、ここで、全体の傾向を少し見ておきたい。東京府が圧倒的な義捐金品額を占めているが、これは東京府・市へ県の手を経ずに地域内から、あるいは各県の個人・機関から直接送付された義捐金品を含むと考えられる。震災直後の9月2日、勅令397号によって設置された臨時震災救護事務局は全国各県から救援物資を授受する公的機関としての役割を担った。したがって、その額がわずか270万円余というのは多少奇異の感があるけれども、これは東京府と同様、県などの手を経ずに震災救護事務局に個人その他から直接送られてきた金品を示していると考えられる。しかし、他の各県の場合は府県がまとめた義捐金品額を示すと考えられる。

では、各府県は震災の報に接して、義捐金品をいつ、どのように集め、震災地に送ったのか。多くの場合、震災の報を受けると、知事が招集する震災対応策の会議を開き、善後策を検討した。緊急の対応が迫られたのは、徴発令（9月2日、勅令396号）による米、食糧の調達であった。必ずしも全国の県にすべて米の徴発が命じられたわけではなかったが、徴発物資購入の資金が必要であったため、県参事会などの了解を得て県費からの臨時の支出を行うなどの緊急的措置が取られている。続いて、着手されたのは、医療救護団の派遣であった。各県の日本赤十字支社、済生会、県立病院など医

師、看護婦などで医療救護団が組織され、震災地に派遣された。さらに、義捐物資を準備し、陸路または海路で東京芝浦、横浜港などへの送付の準備をする。この物資購入の資金を得るために、県知事が会長となって救済委員会などを設け、早いところでは、9月3日頃より各県の地元新聞社などに義捐金募集の広告を打ち、募集が開始されている。こうした動きの成果が図1のような全国に及ぶ義捐金品の形を成したのである。政府は9月2日に勅令397号によって設置した臨時震災救護事務局内に義捐部を設け、これらの受払を行うことにしたことはすでに触れた。

さて、以上を踏まえて、図1によって義捐金品額100万円以上の府県をみると、16県である。東京府、臨時震災救護事務局を除いては、大阪府、兵庫県、京都府、北海道が200万円以上、神奈川県、愛知、福岡、新潟、青森、岐阜、茨城、三重、山口、広島各県である。このうち、神奈川、茨城は震災県であり、県内罹災者への救援物資が大半を占めたことは先に触れたとおりである。震災県に次いで義捐金品のうちに義捐物資の占める割合が80%近くを占めるのは福島県、青森県である。

2-2 各県のケースから——東日本

福島県：福島県の場合は偶々知事が上京中であり、震災地を実際に見聞した者として、帰県後には新聞紙上に体験談が掲載された。つまり、現場の惨状を身を以て体験した知事が震災救援に力を入れる条件は出来ていたのである。9月3日には義捐金募集の目的を以て「東京地方震災救済会」が県庁内に設置された。救護部長を知事として、会員には県会正副議長、参事、郡長、福島市長、銀行代表者、新聞社（福島民報、福島民友、東京の中央新聞支局）などを擁した。

義捐金募集規程は、一口50銭以上、物品は白米、パン、食糧品、被服、日用品とした。義捐金は所轄機関（郡役所、警察署、町村役場）へ送付、物品は郡市役所の委任扱いとして直接東京宛に送付とした。義捐金品の受領書は発行せず、各新聞紙上に名前を掲載することで受領書に換えることとし、締め切りを1923年10月31日とした。

すでに各種団体が義捐金募集を行っていた。そのため、福島県募金が一定額を達せられないと考えた県の内務部長は、この事態は地方において二重の負担になり、各種募金に応じきれないとして、各郡市長宛に「趣意ニオイテハ同一ノ義ナレバ是等ノ団体ヲシテ東京地方震災救済会ニ声援ヲ与フル様致候ハバ好都合カト」と考える旨の案文を作成している。郡市長宛のこの案文は採用されなかった模様だが、ともかく、中央政府からは大震災善後会（後述参照；渋沢栄一、貴族院・衆議院両院議長を发起人とする募金）などの応募依頼があり、県として独自の募金計画実施に障りがあると判断されたのである。

福島県の「東京地方震災救済会」の義捐金品総額は32万4010円余であったが、義捐金だけの総額23万2705円31銭については、表2のような配分とした。福島県庁内に設けられた

表2 福島県救済会義捐金処理 単位・円

収入	232,705.31
内訳	
現金	225,716.30
債権	1,050.00
利子	5,939.28
支出	67,658.32
内訳	
事務費	1,257.25
救援物資	2,830.07
大震災善後会	10,000.00
在浜県人会	15,000.00
避難者救済	38,571.00
差引現在高	165,046.99
配分予定内訳	
東京府	30,000.00
神奈川県	29,000.00
千葉県	20,000.00
在東京市福島県出身者救済	50,000.00
残務処理費他	1,046.99

出典：福島県歴史資料館蔵「東京地方震災救済会関係綴」

「東京地方震災救済会」は独自の震災救援の方針を持っていた。つまり、福島県人罹災を救済するという点が明確であった。表2の配分額にみるように、一括して臨時震災救護事務局へ送るといような措置を取らず、救済会の救援意志を明確にして送金している点が他の府県とは際立った違いである。県内避難者への救援・救護の費用を差し引いている点は他の県と同様だが、東京市の福島県出身者へ5万、横浜の県人会へ2万、千葉県へは罹災小学校へ2万、そして、中央政府の要請があったので、大震善後会へ1万の義捐金を送っている。他に福島県人救済の目的を以て東京市職業紹介所を通して福島県人罹災者への小資本無利子貸付資金3万円を提供した。なお、福島県独自の県内出身者にして震災死亡者・行方不明者計586人へは1人7円、総額4102円の遺族への弔意金、他に県内避難者のうち老幼婦女子1人5円、負傷者1人5円、他に生活困難者3円宛、8333人分の救護費総額3万4469円、以上の2件の合計3万8571円が救護として12年11月15日の国による罹災者全国一斉調査の結果に基づいて支給している。⁽¹⁰⁾

青森県：青森県も義捐金品額も大きい、義捐物資の比率が多く、125万円以上の義捐金品総額のうち、99万7000円以上が物資で占められている。青森県は9月2日に義捐金募集を決定し新聞に広告募集を掲載することにした。県参事会において救済品購入費として90万円の一時借入金を決め、大正12年度県予算に追加予算を計上した。この借入金はほぼすべて物資購入に当てられた。9月2日朝、缶詰、白米、縄、魚類、味噌、醤油、蠟燭、マッチなどを送付することにしたが、生産地より直接購買する余裕がないため、青森市内の商人に物資調達を依頼、漸次貨車150車、客車便5車、船舶6隻で物資を震災地へ送達した。義捐金として募集した25万円余は震災地出張の救護事務所、救護班費用、その他などに当てられた。⁽¹¹⁾

実は義捐物資を送ることだけが県の役人の主要な仕事ではなかった。特に多量の徴発物資の調達を命じられた県の吏員は、義捐物資送達事務に加えて、徴発物資の調達で多忙を極めた。

9月2日、震災関連の最初の勅令となった徴発令（勅令396号）は、第1条において9月1日の地震に基づく被害者の救済に必要な物資についての徴発令であること、第2条において、地方長官（府県知事）の徴発書を以て行うこと、第3条において、徴発を拒んだ場合の強制力のあること、第4条において徴発物件、労務の対価は3年間の平均価格によって決めること、第5条が罰則規定というものである。この第3条に規定されているように、徴発物資、労務には対価の支払いがある。価格を決め、売買先との契約を交わし、漸く徴発物資が獲得される仕組みである。この作業途上で発生した問題が詳細にわかるケースとして秋田県の場合を以下でみてみようと思う。

秋田県：秋田県においては、9月2日にすでに内務次官からいくらでも可能な限りの米の徴発が依頼されたため、県費の一時立替を以て、米を所有する地主を押え、9月4日2064俵、5日4302俵、6日1025俵、合わせて7391俵の玄米・白米を奥羽本線経由で送付した。また、これに伴って、これら買入米の受取を確実にするため、川口駅、田端駅に吏員を派遣した。送付した米は価格にして9万9433円余、また、材木は罹災民小屋材料65万8394円余、横須賀海軍省管轄軍事、救護用木材5万6千円余、中央官庁仮庁舎用48万4000円余、合計119万9469円に上っている。こうした事務を地元で担当するのは県の吏員であったから、義捐金品送付と徴発物資の調達、送付の作業に彼らは奔走した。⁽¹²⁾ こうした物資調達の努力にかかわらず、後に述べるように、9月7日には震災発生当日の深夜から内務省は米の徴発を全国各地に触れだしたため、震災地の米は潤沢になったとして、米、特に玄

米の徴発は打ち切りとする指令を出した。横浜港の栈橋の機能不全、芝浦港の陸揚げ作業の遅延などによって、調達された物資がこれらを真に必要とする避難民には届かないという問題も発生していたからである。これ以後、米の管理は農商務省食料事務所が行うことになった。これはまた別の問題群でもあるので、ここでは触れないことにする。

さて、こうした義捐物資購入資金、あるいは徴発物資を緊急に得るために、とりあえずの資金として、秋田県では、県官の月給額に応じて義捐金を拠出させる方法を採用した。以下は秋田県の場合である。

表3 秋田県義捐金収支表

項目	収入
第1回義捐金	90,991.175
小学校児童義捐金	11,511.615
第2回義捐金	268,261.180
有価証券	5.210
貯金利子	4,362.580
合計	375,127.550
有価証券	5.210

単位・円

	支出	細目
食料品・救恤費 52,553.140	49,758.280 2,79.860	救恤品 荷造運送費
在京県人救護諸費 10,794.900	23.000 1,430.610 264.000 216.220 513.000 6,683.000 915.920 345.020 41.430 54.500	医師・助手手当 人夫・雇人諸費 人夫運送手当 罹災者諸費 罹災者現金給与費 配給、自動車雇い 事務所費 広告料 損料 通信費
衛生救療班諸費 4,362.730	1,226.880 477.200 1,124.970 120.210 129.240 131.150 168.180 880.900	医師・看護婦手当 人夫・雇人諸費 衛生材料費 食糧費 本務員旅費 通信費 事務所費 自動車・馬車賃
避難民収容所費 714.560	713.860 .700	武徳殿収容諸費 救護諸費
避難民無料宿泊所費 157.640	157.640	
義捐物品輸送費 546.540	546.540	荷造運送費
小学校児童義捐金 11,511.615	2,543.900 8,000.000 967.715	糯米給与代 現金義捐 雑記帳寄付
合計 80,641.125		

出典：「東京地方災害義捐金品ニ関スル書類 会計課」
(表の数値は1923年11月12日現在)

拝啓 東京地方罹災民救助ノ為本
県ヨリ缶詰、砂糖、佃煮、梅干等
を供給致度、本日中発送ノ予定ニ
有之候処、不取敢第一回分トシテ
高等官ハ月報一割、判任官以下ハ
月報ノ五分拠出ノ事ニ庁議決定致
候間、右ニ依リ貴所職員全部ヨリ
拠出セシメラレ、至急御送金相成
度、命ニ依ニ申進候也
大正十二年 九月三日
知事官房主事⁽¹³⁾
(読点引用者)

取り敢えずの義捐物資購入資金とし
て、予め総額10万4325円と概算し、
まず、県官から高等官(勅任官、奏任
官)月給の1割、判任官以下雇員を含
め月給の5分を強制的に義捐金として
徴収した。この方式で当面の徴発物資

表4 秋田県義捐金細目 単位・円

被災地送付先	義捐金額
震災救護事務局	100,000.000
神奈川県	80,000.000
東京市	36,000.000
千葉県	70,000.000
東京市	4,940.000 (有価証券、額面)
合計	290,940.000

出典：秋田公文書館蔵「東京地方災害義捐金品ニ関スル書類 会計課」

あるいは義捐物資の調達資金を確保した県は少なくない。

物資の調達現場では、対応に追われた様子が日誌に書き留められている。まずは、在庫物資の確認調査が必要であった。このため、以下のように県庁職員は在庫調査に各地に派遣された。⁽¹⁴⁾

関東大震災ノ報到ルト共ニ喫緊ニ迫レル糧食品ニ相次ギ必要タルヘキ木材及木炭ニ付、ソノ在庫品供給能力等ニ涉リ不取敢県十（中カ）各地ニ吏員ヲ派シテ調査ヲ為セリ

また、9月5日には、応急用小屋掛け材木5万4600石余、杉皮9万2500余の購入調達を秋田に来た農商務省技師から直接命じられた。早速県内業者と「複雑なる協議」の上、9月7日～20日までにこれらを調達することとなり、各工場へ昼夜兼行で製材するよう命じたが、あまりの短期間のため、製材能力を超え、期限に間に合わなかった旨が記されている。市ヶ谷刑務所への送付すべき木炭の調達・送付、あるいは横須賀戒厳司令部への建設用材調達・送付、大蔵省からの中央官庁用材については、特にバラック材とは「稍其選ヲ異ニスルヲ以テ慎重ヲ要ス」として日数をかけ製材するため、漸く10月1日より輸送開始となったなどの記述が見られる。中央官庁仮庁舎用の材木については青森県と分担して送付している。⁽¹⁵⁾

秋田県では、徴発物資獲得に奔走するとともに、震災地東京に県出張所（本郷根津小学校）を設置し、秋田県出身者150人を救護した。9月28日の救護所閉鎖にあたり、本籍地秋田へ帰郷を希望する罹災者を故郷へ送り届けるなどの救護活動を行った。しかし、秋田県は県民のみの救護をしているとの批判を受け、9月27日には白米10俵2000人分の配布を行うなどの活動をした。こうした救護活動費として、義捐金が使われている（表3）。臨時震災救護事務局へ送付された義捐金は、以上のような県の直接的救護活動費に当てられる以外の金品であった（表4）。

つまり、義捐金というのは、応募された金額がすべて臨時救済事務局へ送られたわけではなかった。まずは、県独自の救護活動に使われたのである。このことが関東大震災の救護活動が大きく展開する下支えともなっていた。次に長野県の場合をみておく。

長野県：長野県では、県知事、県会正副議長、内務部長、警察部長と県内3新聞社が連名で9月3日、義捐金募集に関する打ち合わせを行い、翌4日の新聞紙上に義捐金募集要項を発表した（写真1）。これによれば、一口1円、物品の場合は腐敗しないもの、義捐金の場合は新聞社か郡市役所、義捐物資の場合は郡市役所か指定の場所へ届ける、締切は9月20日とし、義捐者の名前、住所、金額などは新聞紙上に掲載するというものであり、他県の場合と要点は同じである。これによって、長野県は10月20日現在の義捐申込高35万7099円、このうちから、10月10日開始の小石川表町長野県人事相談所の費用3万円余を差し引いた33万余円を臨時震災救護事務局へ納入した。長野県の場合には、各郡が取りまとめた救護報告書が残されている。それによると、町村レベルにおける義捐金募集については、在郷軍人会、青年団、婦人会などの団体によって各戸を訪問、募集を行ったと報告されている。そのうちの一つに56頁に亘るガリ版刷り報告書を作成した須原救護団の「震災避難民救助報告書」なるものがある（写真2）。これによれば、震災前に東京、横浜に在住していた須原村出身者は数十名いたが、地元の家族は安否を尋ねて上京しようとする者が何人かいた。しかし、戒厳令が敷かれ、入京制限のなか、9月4日には須原青年団、須原婦人会、在郷軍人会、消防組員が一致し

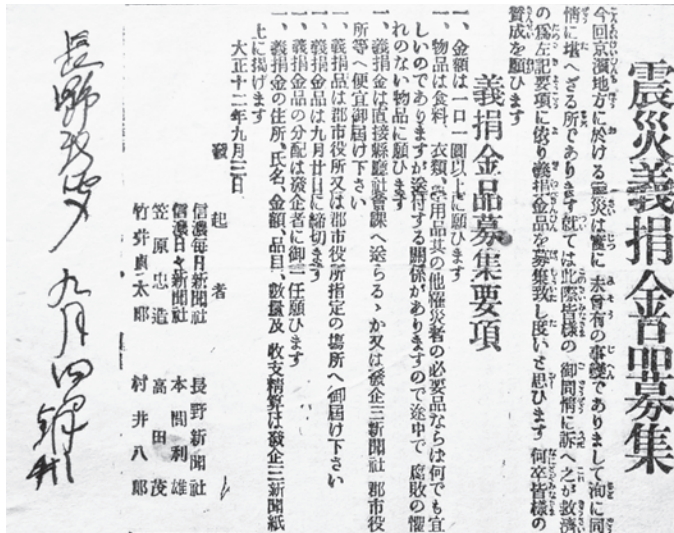


写真1 長野県義捐金品募集
(写真1, 2 出典: 長野県歴史館蔵「関東大震災義捐金申込書類」)

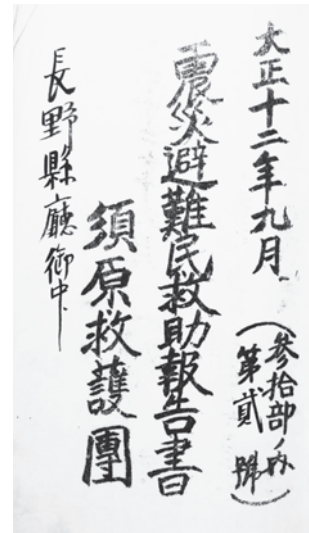


写真2 須原救護團「震災避難民救助報告書」

て名古屋行き列車の罹災者の救護にあたる次第になったとする。この救護団の許に集められた義捐金額は1333円5銭であったが、大口の義捐者はこの地にあった大同電力株式会社須原発電所(200円)、同社員一同(30円)、中央製紙株式会社木曾工場(100円)、同社員一同(30円)などの他は15円、10円の個人義捐20名、5円~2円の義捐が30名、なかでも1円の義捐が圧倒的多数の200名、70銭~50銭の義捐が132名、第2回の義捐金募集には女名前が多く登場する。

長野県行政簿冊「関東大震災義捐金申込書類」⁽¹⁶⁾に綴じられているさまざまな階層の義捐金応募事例を紹介しておこう。北佐久郡横島村小学校大正7年卒、すなわち震災の年には15歳になったばかりの青年組に入る時期の同期生がこぞって義捐した例がある(写真3)。また、5円を義捐した下高井郡日野村間山の青年団は、村祭りのお金を節約して義捐するというものであった(写真4)。諏訪中学校職員・生徒一同からは1千円という多額の義捐であった(写真5)。東筑摩郡本城村の伊切在郷軍人分会、伊切青年会、伊切消防手の有志34名は129円の義捐を集め、うち10円を篠ノ井線西条駅における避難民救護の費用に当て、119円を京浜地方震災義捐金として県庁社会課宛に送付した(写真6)。その文面には以下のように記されている。

当伊切地区は山間の小部落に有之、鉄道沿線に遠く直接救済は至難に就き右金壹百拾九円也提供仕り候間、何卒救済資金に御加入願度候

主唱者 伊切在郷軍人分会
伊切青年会
伊切消防手

長野県社会課御中

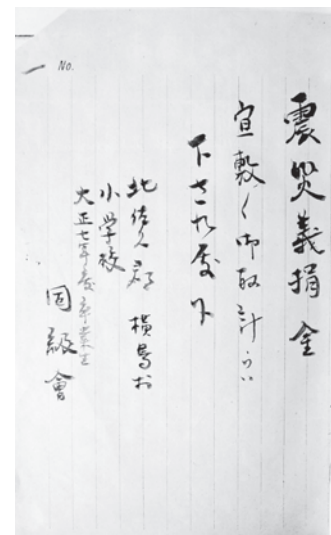


写真3 横島小学校同期会義捐金
(出典: 写真1, 2に同じ)

こうした義捐の事例からは村や組織体内の上部からある種の強制力

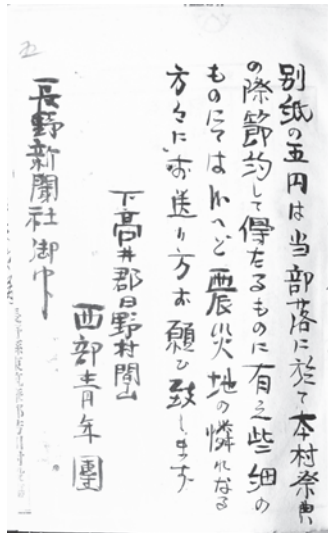


写真4 下高井郡日野村間山義捐金



写真5 諏訪中学校義捐金

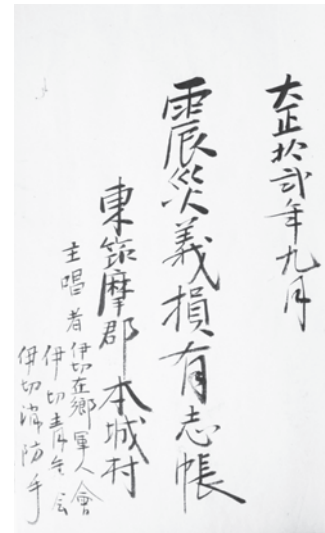


写真6 東筑摩郡本城村義捐金

(写真4, 5, 6の出典：写真1, 2に同じ)

が作用しての応募もあったのではないかと推測できる。あるいは競いあって義捐するという背景も推察できる。任意の義捐とはいえ、村レベルに至ると、こうした力が全体の空気を覆ったものであったという推定は許されるだろう。しかし、自分の村から都会に出た働き手が罹災して帰郷するという事態のなかでは、単なる他律的な力だけが作用したと考えることは、この場合、当を得ていないのではないかと。巨額な震災義捐金額となった理由の一部には、震災罹災者が自らの故郷へ一旦戻り、地元の人々が罹災者の惨状を目の当たりにして、同情の念を深めるといった事情が末端の人々を動かす最大の力になったのではないと思われる。

因みに長野県においては、9月4日頃から信越線と中央線の乗継駅であった篠ノ井駅には震災地からの避難者が下車、または名古屋や北陸方面に向かう乗客が表れはじめ、17日までに5万7000人という避難者が通過、または下車した。これは神奈川県の小田原～根府川間の東海道線が山津波によって線路、列車、トンネル崩落などで不通、普及に約2か月を要する大被害を蒙ったため、迂回路を取って関西方面に逃れる人々が一時に押し寄せた。こうした通過乗客の他、9月25日現在、長野県全体では震災地から逃れた地元出身の避難民は2万人と把握されている。もちろん、これらの人々も9月末頃から徐々に震災地の様子を図りながら元の地へ戻る傾向が顕著になる。この間の救護活動を担ったのは地元青年団、消防組、在郷軍人分会、愛国婦人会などの人々によるボランティアであったが、地元から調達した食糧、衣類などの救護品費用が義捐金で賄われた。こうした動向はこの長野県に限らず、各地でみられた。先に述べた福島県、青森県の場合には東北線、奥羽本線から乗継、青森港から北海道函館港へ、さらに奥地に向かう避難者が続々と押し寄せ、その数は2万人以上に達している。⁽¹⁷⁾

2-3 各県のケース——西日本

ここでは、西日本のケースとして、愛知県と大阪府の場合をみる。これらの府県とも、表1にみるように多額の義捐金応募があったが、それはどのようにして可能であったのか、また、義捐金配分にはどのような配慮がなされたのかなどをみておく。

愛知県：愛知県は関東地方震災愛知県救済委員会を県庁内に設け、「救済週報」を、第1号（9月7日発行）、第2号（9月14日発行）、第3・4合併号（9月28日発行）の都合4号を発行している。その第1号の「創刊の辞」で「欧州大戦以来我國民心の浮華輕薄著しきものあるに対して下されたる一大鉄槌一大試練なり⁽¹⁸⁾」として、愛知県は、

一意国運の進展に貢献するの覚悟…災害地に甚だ接近し海陸交通の便多く、物資また豊富にして六大都市の一たる名古屋を含める屈指大県たる地位を自覚し、明治二十四年濃尾大震災に遭遇したる体験に鑑み、

と相当な意気込で震災救援の覚悟をするとの決意を述べている。ひとつには、愛知県が被害地に近く海陸交通の便を備え、救援物資の輸送・通信の任を果たすべき位置にあり、現に罹災民日々数千名が来る状況にあるとして、9月6日に臨時震災救護事務局支部を愛知県に設置することを電報で申請した。これは臨時震災救護事務局官制（勅令397号）によれば、その第7条に支部の設置に関する条項があり、こうした申請はそれに基づくと推察される。一旦は必要なしとされたものの、翌7日は、静岡、岐阜、三重各県に対する命令伝達庁に指定する旨の指令を受けた。こうした支部の設置については、大阪府も同様に関西方面全体への伝達庁としての支部設置申請を9月5日に行ったが、もはや通信が可能状態として申し出が一旦却下される経緯があった。

9月2日、愛知県知事太田政弘は各部長を招集して、救護班の震災地派遣と食料品の急送協議、県参事会において13万円の救済費支出の承認を経て、白米3千俵、味噌3万貫、梅干し4千貫などの船舶輸送の手配を行っている。翌3日には救済会を設置、愛知県太田政弘、名古屋市川崎卓吉、名古屋商業会議所上遠野富之助の連名に賛助として市内新聞社（名古屋新聞、新愛知新聞、愛知新聞、名古屋日日新聞、名古屋毎日新聞）で、義捐金募集を開始した。義捐金品の納入場所は各郡市役所、町村役場、警察署とした。9月29日現在の募金応募高は、県庁40万3610円余、名古屋市役所・商業会議所62万4470円余、新聞社合計12万0576円余、総計114万8659円余に達した。

このうち、愛知郡役所資料によって町村内の義捐金の募集実態の一端がわかる。

まず義捐金品募集の状況について愛知郡役所から愛知県内務部に対して行われた報告（12年12月13日）では、9月5日進んで義捐金を申し出る者が多い現状であるから、町村長、諸学校長などと協議して最善を尽くして救済の実を挙げよという県からの通牒（9月5日）に沿って、6日愛知郡役所において協議をした。その結果次のことを決めた。1. 義捐金は町村においてできれば追加予算を編成して支出する、2. 義捐金は町村を単位として団体別に募集宣伝、3. 義捐品の荷造りを嚴重にするなどであった。また、町村においては、在郷軍人会、青年会委員が募集に奔走し、進んで物資運搬を行い、小学生も貯金を拠出、僧侶は托鉢するなど「何れも美しき人情の発露」がみられたとしている。

この結果は表5に示した内容となった。愛知郡においては、義捐金のみでも1万1千円以上となった。郡下の幡山村では9月7日には各字区長、小学校長、軍人分会長、青年会長を役場に招集して、「最低標準ヲ告知シ急速金品ノ取纏メ方ヲ依頼⁽²⁰⁾」している。

その結果、幡山東部尋常小学校職員生徒一同（24円52銭5厘）、幡山西部尋常小学校職員生徒一

表5 愛知県愛知郡義捐金品

町村	義捐金 (単位・円)	米	梅干・漬物	味噌	慰問品	慰問袋	鍋・バケツ	晒木綿	ミルク	麦粉	石鹼	マッチ
下之一色町	3,353.91		107 貫	40 貫	28 貫	205 袋	2 箱	50 反	15 個		46 打	480 袋
鳴海町	2,320.48	2 石	153 貫 700 匁	25 貫 500 匁	11 貫 400 匁	159 袋, 2 箱						
豊明村	1,865.11	6 石	89 貫			104 袋						
東郷村	550.00				布団2枚	4 袋						
日進村	179.42	30 石 48	68 貫 800 匁			3 箱						
天白村	1,140.36		76 貫 600 匁									
猪高村	198.92	11 石 06	64 貫 600 匁									
長久手村	981.40		15 貫							50 貫		
幡山村	887.72		35 貫									
愛国婦人会	89.00					302 袋						
計	11,566	49 石 54	609 貫 700 匁	65 貫 500 匁	布団2枚, 39 貫	774 袋, 5 箱	2 箱	50 反	15 個	50 貫	46 打	480 袋

愛知県公文書館「震災関係書類」愛知郡役所（大正12年、13年）（義捐金総計の実際の計算値は、115万6632となる）

同（26円50銭）、在郷軍人会幡山村分会一同（69円90銭）、幡山青年団団員一同（50円70銭）、大字本地住民一同（217円90銭）、大字山口住民一同（279円90銭）、大字菱野住民一同（148円30銭）、本地購買組合（50円）、菱野購買組合（10円）、山口窯業原料購買販売組合（10円）の募金総額887円72銭5厘のうち5厘を引き去り、表5の金額となった。

鳴海町の場合は、以下のように各町組ごとに総代などの代表者が義捐金を即金納入した。

9月5日：字作川組総代寺沢豊吉（53円70銭）

6日：消防組頭寺島藤之助（50円）、字丹下組総代大鹿英太郎（35円）、字豊浦組鈴木助三郎（30円）、字相川組総代竹田捨吉（10円）

7日：字城川組総代青山春太郎（20円）、字有松浦郷学会員鈴木清義（3円；白米1俵、梅干1樽、味噌1樽、白布、木綿）、字本川組総代近藤金作（55円50銭）、字雷組総代井上博之助（33円70銭）、字相原町総代坂野勝造（94円80銭）

（以下略）

このような義捐金応募が9月18日まで連日、町村の組総代あるいは青年会、在郷軍人会、鳴海義勇団などの団体ごとに列記され、義捐金のみでは2320円余に達した。

町村内の組あるいは字ごとに募金する形であるから、個人の発意というよりも町村内の経済的、あるいは社会的立場が反映された応募金品となることは避けがたい。こうした事例からも、町村レベルの地域内における募金活動は地域を丸ごと包み込む形で展開されたことが明らかになる。言い換えれば、この時期の社会構造をそのまま反映させたものだともいうことができよう。

なお、愛知県の場合においても、集められた義捐金は県内を通過した罹災者あるいは帰還した避難者の救護費用としても使われたことはこれまで述べてきた諸県の場合と同様であった。因みに、愛知

県を通過，または避難してきた人々の数は9月4日から30日までの27日間で15万0742人であった。一日に平均すれば，約6300人という膨大な数に上る。名古屋港，名古屋，熱田，千種，大曾根の各駅のうち，もっとも多くの乗降者があったのは名古屋駅の14万2523人であった。⁽²¹⁾ この救護にあったのは，傷病者などは医師が担当したが，湯茶，食糧などの供給には青年会，在郷軍人分会，愛国婦人会の会員などであつた。

この多数の避難民に対応した名古屋市の場合について行政簿冊などは残されていなかったが、『名古屋市会会議録』（大正12年14号）には1923年9月17日の市会における市長川崎卓吉の報告が掲載されている。市長は震災発生時在京中であつたため，震災発生時の惨状を目の当たりにした。9月1日午後4時に新橋駅に行ったが東海道線はもちろんすべての交通が途絶状態で名古屋へ帰ることができなかつたが，9月3日に東京を出発，ようやく4日に名古屋に到着，すでに市長不在であっても着手されていた救援・救護活動を報告した。それによると，概要は以下の通りである。

まず，9月3日に東京市・横浜市救援事務のため東区長ほか11名が上京，東京府会事務局内に仮事務所を設置，9月5日に名古屋市役所内に臨時救済部を設置，事務分担を決め，義捐物資の送付事務に着手した。第1回分9月7日に，名古屋市から寄贈する米3044俵，味噌1398樽，沢庵667樽，梅干67樽，木綿30梱を名古屋港から積み出し，第2回9月9日，浄水千トン，蠟燭130箱，マッチ50箱，個人の寄贈品を合わせ名古屋港を出帆させ，以後9月11日，12日と個人の寄贈品を中心に搬送中と報告している。義捐金募集状況は9月17日現在，名古屋市取扱分55万円，愛知県全体では81万9000円余に達した。名古屋へは9月4日頃から名古屋駅に避難民が到着したので，救護所を設け，青年団，医師会，婦人会，各宗僧侶，学校生徒，篤志者が救護をしている。当初，市長は震災地東京，横浜の救援が頭にあつたが，現時点では名古屋駅に降りてくる人が多いので，「名古屋が如何に救護事務に努力しているか感ずる」よう便宜を図ることにしたと市会で述べている。15日現在までの救護人員は8万3051人に上ると報告した。

大阪府：大阪府の義捐金品額は表1にみるように全国でも飛びぬけて高額の450余万円に上つた。この多額な金額は，住友，藤田，鴻池などの各財閥が多額の義捐を行ったことが一つの要因をなしているが，義捐金応募者総人数においても20万人という人々による義捐の集積であつて，大阪の当時の財政の豊かさを示してもいる。大阪府は関東大震災の救援活動全般について『関東地方震災救援誌』（1924年12月）を刊行し，その業績全体を広く社会に周知させた。震災関係の行政簿冊が限られているので，今，この救援誌によって義捐活動をフォローしておくことにしたい。

義捐金募集については，9月3日午後1時大阪府庁において，各郡市区長，商業会議所会頭，住友，藤田，鴻池の各男爵家（各代理者），大阪朝日，大阪毎日の各新聞社社長，実業家数十名を招集，罹災者救援の方法を協議した。その結果，府知事，大阪市長，商業会議所会頭，府会議長，大阪市会議長を发起人として義捐金募集を行うこととして，その募集に関する事務内容を取り決めた。⁽²²⁾

1. 募集方法：①新聞などによる宣伝，②有力者へ応募依頼，③有力者を訪問依頼，④申込者氏名，金額を新聞，府公報にて発表
2. 取扱方法：①大阪府社会課及び大阪商業会議所に寄付申込，②申込と同時に現金即納，③領収書の発行



写真7 大阪府義捐金募集新聞広告
 (『大阪朝日新聞』1923年9月8日)

3. 処理方法：発起人に一任
4. 募集期限：第1回9月30日，第2回10月30日

以上の取り決めの上，9月5日，発起人一同の連名で寄付金依頼状を発送した(写真7)。続いて9月11日までにすでに510万余円が集まりつつあったので，発起人協議会を開き，処理についての具体的策を検討し，罹災地からの得られた情報に基づいて次のような措置を決めた。まず，日用品，衛生材料，医療材料の欠乏が甚だしいので現金よりも現物を購入して罹災地へ送達する，震災地より避難してくる罹災者に対して救護費に義捐金の1部を当てることなどが了解された。第1回締切日以前にすでに20万人，600万円を超える義捐金応募があり，翌1924年の1月21日段階には609万2846円81銭となった。

この多額の義捐金の内訳のうち，大阪府・大阪市役所・大阪商業会議所聯合募金による1万円以上の寄付者は49件，このうちの多額な寄付者名は住友吉左衛門(250万円)，藤田平太郎(100万円)，鴻池善左衛門(50万円)，野村合名会社代表能村徳七(30万円)，大阪5遊廓及一組合(6万2582円20銭)などであったが，その他1万円以上の義捐金を合わせた合計額は518万3398円であった。利子を含めた義捐金額616万5641円38銭の決算は表6のようであった。支出額のうち関西府県聯合負担金とは，関西諸県が聯合して東京と横浜に500棟のバラックを送るための分担金を指している。関西府県聯合とは，関東大震災の情報を関西諸県に伝える目的で大阪市内に設置された臨時の機関であったが，各県間の救援物資搬送，義捐金応募状況などの情報交換あるいは調整などの役割を果たした。大阪府の提案により，東京に300棟，横浜に200棟の組立バラック計500棟(建坪60坪)を用意して送るというものであった。これに賛同してバラック分担金を負担した府県は大阪府の他，京都府，奈良，滋賀，石川，和歌山，愛媛の2府5県であった。大阪府は人口千人につき別格の278円29銭，他の府県は人口千人につき75円32銭の分担金とした。隣保館建設は東京，横浜に建設され

表6 大阪府義捐金収支 単位・円

受入高	6,165,641.38
義捐金高	6,092,846.82
利子	69,246.07
不用品売払	3,548.49
支出額	
震災救護事務局	2,100,000.00
隣保館建設費	1,100,000.00
関西府県聯合負担金	1,629,928.65
罹災地救援費	760,188.56
輸送諸費	16,213.04
救護費	313,967.11
雑費	99,344.02

出典：大阪府『関東地方震災救援誌』p.421

たものであった。先の表1の大阪府義捐金品高458万5314円余のうちの物品高247万6470円余にはこうしたバラック建設費や隣保館建設費が含まれているのか否かは明らかではない。他の諸府県が帰還避難民救護費や救援費を含めた総額を義捐金としているのに対して，義捐金総額600万円という巨額な応募額を得た大阪府の内務省への義捐金報告額が458万円余とされている理由は今のところ不明である。

先に義捐金協議事項のうちに費目が認められていた避難民救護費について，大阪府の場合はどうであろうか。9月3日から22日まで梅田駅5万1908人，湊町駅2212人，天王寺駅3211人の合計5万7331人を救護した。避難民には日用必需品を支給し，人事相談に応じ，また3日以上滞在する者はなるべく親

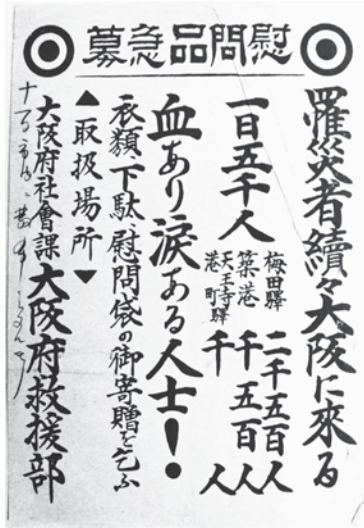


写真8 大阪府義捐金募集ピラ
(京都府総合資料館蔵「関東
地方震災一件」)

感知己に引き取らせ、その他行き先の定まらない孤児、老人などは社会事業団体へ委託、壮年者は職業紹介所へ連絡して授産の途を講ずる方針としたとされている。避難者が続々と梅田駅などに下車した時期の9月11日大阪市内に配布された義捐品募集のピラが残されている(写真8)。

大阪府の圧倒的に多額な義捐金は、大阪の富商連によって6百万円に近い義捐金が集められた結果であることが明らかとなった。大阪府義捐金の総額を押し上げたのは、住友の250万円、藤田の100万円、鴻池の50万円を合わせるとすでに300万円となり、総額の半分を占めているからである。東京市の場合、三井八郎右衛門500万円、三菱の岩崎弥太郎500万円という義捐金であったが、住友の250万円という突出した金額は、こうした東京市の財閥の金額に倣った大阪財閥の義捐金であったと考えられようか。

大阪市：大阪市は9月4日市役所内に臨時救済部6課を設置、それぞれの事務分署を定めた。市参事会の議を経て80万円の救援費支出を決議、一方市民からの義捐金募集を開始した。9月末までに130万円、および義捐物資多数を得た。政府と協議の上、大阪市の義捐金・物資は、主として罹災小学校へ学用品、その他の教授用具の寄贈及び罹災傷病者用の治療材料の寄贈に決し、10月より調達輸送を開始した。その他、義捐物資の輸送、東京・横浜の罹災地へ9月2日より11月5日の間、大阪市吏員の応援派遣が続けられた。大阪市役所募集分の1万円以上寄付者17件の合計額は21万9435円、個人以外の企業の寄付は大阪商船株式会社、他の会社名は大阪穀物商同業組合、近江銀行、山口銀行、鴻池銀行、三十四銀行、大阪堂島米穀取引所取引員組合、大阪材木商同業組合などであった。堺市、岸和田市については省略とする。

郡部：郡部における義捐金募集は9月3日開催された郡長会議において府下9郡の目標額を10万円と定め、各郡へ割当額が定められた。それぞれの郡においては、有力者の出資勧誘をするとともに、町村当局、青年会、在郷軍人分会、戸主会、主婦会などが各戸の勧誘にあたった。各郡別の義捐金品額を表7に示した。これによって、郡下のそれぞれの町村の義捐金は他府県の町村の場合と大差ないと判断される。各戸の最低額を定めて目標額達成のために町村内の青年団、在郷軍人分会、婦人会などが勧誘する形態は震災義捐金募集の全国を通して普遍的スタイルであったと推定される。

表7 大阪府郡部義捐金 単位 円、以下切り捨て

郡	割当額	達成額	義捐品	備考
西成	25,000	163,702	48,383	寄贈人員 33,500
東成	30,000	128,529	換算額なし	
三島		52,146	159点	1戸平均最低50銭以上
豊能		43,474	数万点	1戸平均最低1円以上
泉南		78,665	17,798	1戸平均最低50銭以上
泉北		40,680	5,827	
南河内		26,730	約6,000点	
中河内		51,686	14,427点	1戸平均最低50銭以上
北河内		44,326	29,472点	

出典：大阪府『関東地方震災救援誌』p.618-642

*達成額は町村一覧表の合計額を示した。

2-4 政府の対応——勅令 422 号

全国各県の義捐金、及びここではその詳細を検討できなかった当時の植民地、あるいは外国からの義捐金総額は当時の金額にして1億円にも達した。これは当時の国家予算15億の7%にもあたる数値であった。この義捐金の取扱方についてはすでに9月16日内務大臣後藤新平から総理大臣山本権兵衛に対して、義捐金処分案が提案されている。それによれば、食糧費、被服費、応急施設費の費目が挙げられ、応急施設は簡易浴場、簡易治療所、日用必需品簡易市場、迷子・高齢者収容所、死亡者遺族への葬祭料及び追悼会施行費、細民住宅建設費、罹災者への旅費支給などが具体的に示されている。これらの諸項目は当該期の罹災救助基金法（1899年成立）が定める項目にほぼ合致している。さらに備考として、9月15日時点の一般義捐金受付高として270万4758円85銭が記されている。社会局の罫紙に書かれていることはこの提案の出所を示すものとして注目される⁽²³⁾。なお、この処分案は翌日9月17日に閣議決定された。これに続いて、9月22日勅令422号が発令され、第1条において恩賜金、義捐金は臨時震災救護事務局が取り扱うことが定められた。第2条においては有価証券、直接救護に適さない物件は換金を認めるとされた。第3条においては、預け入れる現金は大蔵省貯金部において利子をつけること、また、義捐金は現金出納官吏を任命して厳正な取扱をすることが定められ、附則として、この勅令の施行は日付を遡って9月2日から適用するとされた。これは、9月3日に達せられた恩賜金をカバーするためであった。続く9月26日には大蔵省令18号を以て、「震災

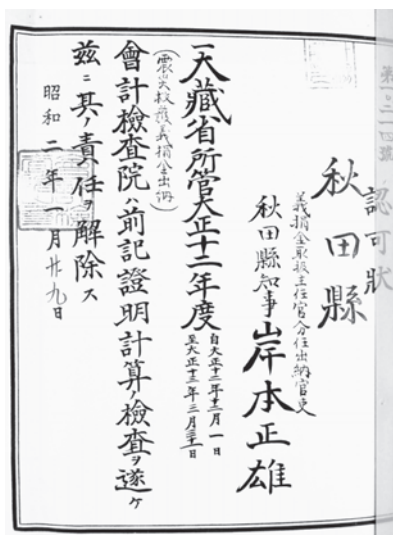


写真9 秋田県知事義捐金取扱分任出納官の解任状（秋田県公文書館蔵「震災救援・義捐金出納書類」）

救護義捐金事務規程」が定められた。その総則第2条において、臨時震災救護事務局の取扱専任員を主任出納官として、北海道庁長官及び各府県知事を分任官とすると定められた。第3条では、恩賜金1000万円も同様の扱いとするとされた。恩賜金・義捐金の保管出納については、上記主任出納官、分任出納官吏以外による支払を禁ずる規程が設けられ（第4条）、恩賜金・義捐金の領収には領収書の発行が必要とされた（第5条）。以下詳細は略すが、恩賜金・義捐金は厳正な管理と処理が法的に定められることになった。写真は秋田県知事岸本正雄に関する任命を義捐金分任出納官の解除の認可状である。これによって、義捐金の取扱責任者は各府県の行政の長が任命されたこと、さらには1923（大正12）年から1924（大正13）年3月31日（臨時震災救護事務局廃止月日）の間の義捐金品処理に関する会計検査が4年後の1927年に漸く終了したことを示すものである（写真9）。

3. 民間の義捐金

関東大震災の義捐金は数えきれないほど多くの民間団体も募集している。ここでは、大震災善後会と新聞社の事例として大阪毎日新聞・大阪朝日新聞聯合の義捐金募集について簡単に触れておく。

3-1 大震災善後会

大震災善後会とは、会長に貴族院議長徳川家達（1863～1940）、副会長に衆議院議長粕谷義三（1866～1930）、東京商業会議所副会頭山科礼蔵（1864～1930）、それに実質的な企画者であった子爵渋沢栄一（1840～1931）らが名を連ねた義捐金募集团体である。9月9日、東京商業会議所において、両院議長、実業家代表が協議会を開催、実業家20名、両院議員30名からなる委員を選び、幹事3名を以て設立することに決した。

渋沢は「この天災に遭遇して吾人は決して落胆すべきに非らず⁽²⁴⁾」と決意を固め、5日、6日には実業家のなすべきことについて副会頭の山科礼蔵らとも協議、震災救護会の組織計画を立てていた。8日には貴族院書記官長（樺山資英）が栄一を訪問、貴衆両院と実業家と連絡を取り救済事業に努めて欲しい旨要望されたという。この結果、震災に関する救護会組織を設けることについては、栄一、及び貴族院・衆議院院長に組織、委員構成などが一任された。早くも同日に善後会規約が作成され、11日には大震災善後会発起人会が持たれた。会長を徳川貴族院議長、事務所を東京商業会議所に置き、罹災者の救済のための義捐金募集と経済復興を攻究する目的として、政治家・実業家よりなる組織・構成が承認された。善後会には救済部会と経済部会が設けられた。経済部は火災保険金問題について地震で発生した火災については保険約款に規定されていないことから支払を拒否する火災保険会社に対する社会的批判のあるなか、東京の経済復興との絡みから焦眉の問題であったが、ここでは救済部会の義捐金募集とその処理について焦点を絞る。『大震災善後会報告書』（1924年）による事業報告が刊行され、救済部会の活動の概要が把握できる。

義捐金の募集方法は次のようなものであった。地方長官（県知事）、地方団体に義捐金募集の勧誘を依頼する、新聞紙に広告をする、寄付金は1円以上の金銭に限ること、納入期限は1923年12月末日、寄付者の氏名は新聞紙上に掲載する、以上がその骨子である。

その結果、義捐金申込総額420万0057円77銭（口数1446）、公債再建26万3120円（口数17）、このうち、未払い金は205円であった。このほか、久留米商業会議所より衣服2万点が寄付された。義捐金配分は被災地の被害戸数・人口に応じて東京市、東京府、横浜市、神奈川県、千葉県、埼玉県、静岡県に第1回分として9月28日、100万円を配分し、10月26日には第2回として100万円を配分、被害各県への最終的義捐額は310万7000円に達した。その他、主な支援は罹災救護の社会事業団体に対して106万5500円が成されている。

また、罹災救助は一般罹災者の方針を改め、真に救助を必要とする窮民に限るべきとする決議を臨時震災救護事務局へ具申するなどのことをしている。ここにいう真に救助を必要とする窮民対策とは、労働者住宅及び共同宿泊所、託児所、職業補導所の設置などであった。本会は1924年3月13日の総務部会において解散が宣言され、寄付金使途に関する報告書の作成などの残務整理の途をつけ、活動を終了した。解散の当日には帝国ホテルに関係者百余名を招待して晩餐会を催し、謝意を表した。

善後会の募金活動は新聞紙上に広告された（写真10）。善後会役員として名を連ねる徳川家達は説明するまでもないが、粕谷義三はこの時衆議院副議長、同じく副会長の山科禮蔵も衆議院議員にして、東京商業会議所副会頭であった。寄付金応募者は氏名を新聞などに広告する旨、規約に明記され、実際に義捐名簿が掲載された（写真11）。

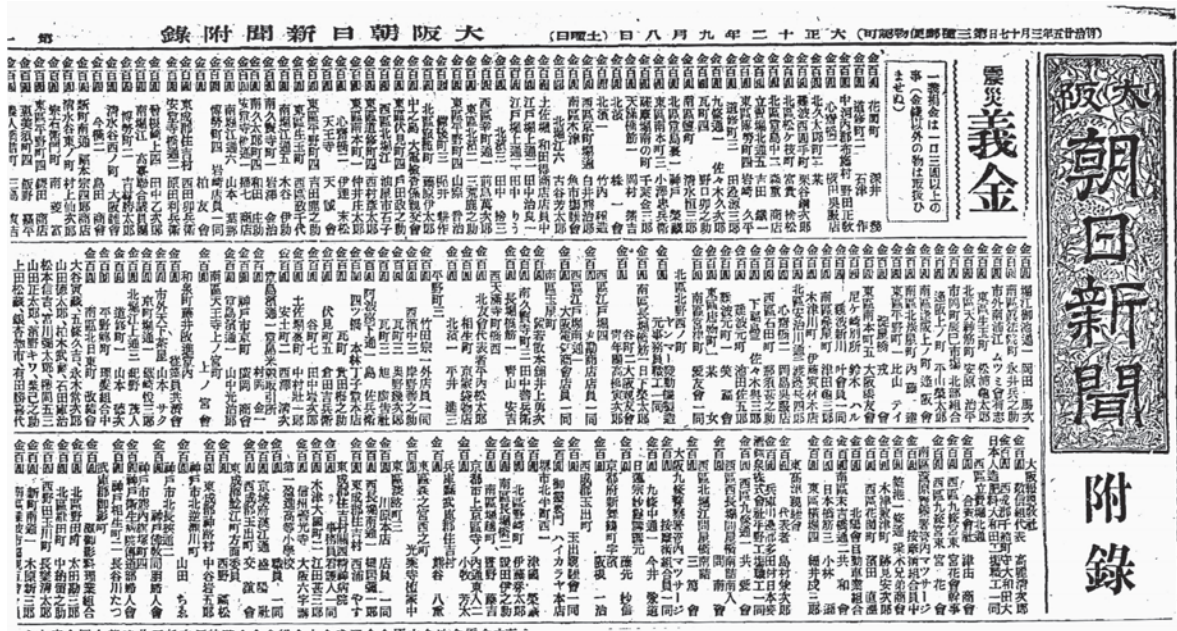


写真13 大阪朝日・大阪毎日新聞義捐者名簿(写真12に同じ)

4. まとめに換えて

各県が県民に呼びかけて募集した義捐金は、最終的には法的な措置によって、国家が管理するものとなったことは勅令422号が示す通りである。当初からそのことが予期されていたとは断じ難いが、義捐金管理の各県責任者が大蔵省の義捐金分任出納官という地位を与えられたということは、この時点で紛れもなく、民間の善意は国家に吸い上げられたということにほかならない。

また、募集方法においても狭い地域の町村内部に降りていくほど強制的な空気に押されたことは、これまで述べた2-1の福島、青森、秋田、長野、2-3の愛知、大阪府の郡部などにおいても窺い知れる。しかしながら、義捐金の使途については、県の吏員、あるいは那役所長などのそれぞれの発意が救援に有効に生かされた側面も評価しなければならない。こうした経緯に至らしめた最大の要因は、帝都東京、および外港としての横浜という日本における最大級の都市の予想もしない破壊に遭遇して、罹災者の多数が一時的に震災地を離れ、故郷あるいは地方の親戚・知己のところへ避難し、同胞としての同情心がいやがうえにも高められたことである。

なお、これら各府県から集められた義捐金の使途を、100万円以上の主な支出に限定してみると、食糧、衣類、衛生医療、住宅建設、簡易宿泊施設・託児所建設・管理食堂経営補助・隣保館建設などの社会施設費、社会事業団体補助費、病院建設費、同潤会交付金などであって、救援・救護に費やされていることが確認される。⁽²⁶⁾

しかし、いかに多額の義捐金が国の管理に帰したとはいえ、3-1大震災善後会、3-2新聞社義捐金などの、国家の管理に関わらない義捐金の存在もまた使途の自在性において注視しておく必要がある。大震災善後会の義捐金は東京商業会議所が主力になったとはいえ、庶民の立場からみれば、貴族院、衆議院の議長が居並ぶ、限りなく官に近い存在といってもよい。そのためか、各県知事宛に義捐金募集の案内状が届いた段階で、臨時震災救護事務局が募集したものであるという誤解が生まれ、帝都復興院副総裁後藤新平の名において、臨時震災救護事務局とは異なる募金主体であるが、政府募集の

募金と同様に国家による褒詞があるとする文書を府県に送るなど、現場では混乱が生じた。また、各県はそれぞれ義捐金募集を県内に呼びかけた段階であったから、義捐金市場を奪い合う存在として、⁽²⁷⁾大震災善後会については歓迎されざる場合もみられた。大震災善後会は、東京を中心とした企業、有力個人のほか、少額の個人的寄付も広く集め、さらには、渋沢栄一の旧知の外国人への義捐金募集の呼びかけも行われた。救済活動の実態を渋沢史料館に残された会議録などの資料から推すと、渋沢栄一の「救助は真に必要とする窮民に向けられるべき」とする主張に基づいて、資金不足の社会事業団体への援助や、罹災外国人のうちの宣教師、教員、事務員、商店員などの職に従事する者への救済などを手掛けるなど目配りの広さも示した。⁽²⁸⁾また、新聞社は、官が取り扱う義捐金は必要なところへ早急な配給がないと判断、直接配布を実施したことなどをみてきた。

関東大震災の義捐金募集とそれに呼応する地方の各層の在り方は、勅令 396 号非常徴発令に基づく物資調達への対応と、逃れてきた避難民への地元対応を軸に展開された。中央政府からの救援・救護の要請は府県庁、郡役所を通じて各市町村レベルに降り、それへの対応について、主に行政資料の中に見える事実を追ってみてきた。それぞれの地域において、行政の手と足となって活動した集団として、青年団、在郷軍人分会、愛国婦人会などがしばしば登場していた。これらの地域の活動団体はいずれも、大正前期を中心に飛躍的に活動実践を高め、組織集団としての内実を高めつつあった団体である。

最後に、これらの団体が関東大震災をきっかけにしてどう変化を遂げたのかをみて、あるいはこの震災はこれら団体にとってどのような意味を持ったのかを簡単にみて、本稿の締めくくりとしたい。

青年団：青年団の源流は若者組など近代以前からの歴史的系譜を引くが、当面の対象は全国組織形成期の集団である。1919 年明治神宮造営の労力奉仕に各地の青年団の代表が上京、皇太子から下賜された内帑金 75 万円を元に青年館の設立を発起し、1921 年に財団法人日本青年館が成立した。震災で青年館の建設自体は中断したものの、1925 年 9 月明治神宮外苑に日本青年館が竣工され、青年団の全国組織化の活動拠点となった。いわば、この時期は、団体としての全国的組織化への途上であり、震災の救援活動はその動きを促進する契機となったといえる。⁽²⁹⁾

在郷軍人会：在郷軍人会も関東大震災での救護活動は組織としての新局面を切り拓くものであった。この組織集団については、藤井忠俊氏の労作『在郷軍人会』によって、日露戦後の帰還兵の良兵化問題として出発、1910 年遂に陸軍省主導で成立した⁽³⁰⁾在郷軍人会が 1945 年 8 月の敗戦によって解散するまでの歴史が語られている。本書によれば、関東大震災時の「朝鮮人暴動」に対抗する自警組織として市町村の在郷軍人分会の中核組織となったのは、被災地に隣接する周辺地域であったこと、この動きも震災の 4 日後あたりからは救護・配給が主要な活動目的になったと指摘している。⁽³¹⁾これは、9 月 4 日の震災内閣の組閣で陸軍大臣となった田中儀一（在郷軍人会副会長）の取った措置で、在郷軍人会を警備活動からはずし、糧食配給ルートの実働部隊とするよう要請したことによるという。また、活動資金として義捐金の寄付を愛国婦人会などからも受け、自らも募金活動を行うなど災害時の社会的役割を担うことになったと分析された。

地方の震災関係行政資料には、在郷軍人会の活動の指示などを示すものはほとんど見られなかったが、唯一、宮城県亶理郡役所資料には、藤井が分析したように、救護目的を以て上京を図った計画書が残されている。それによれば、9 月 10 日、在郷軍人会福島連隊区支部長から亶理郡長宛、戒厳司

令官・陸軍大臣の要望に基づいて急に第2師団管轄下からも在郷軍人救護団を震災地に送ることになったため援助を乞うというものであった。これに応じて各分会10人ずつの救護団組織を編成、第2師団より携帯用品（天幕、飯盒、水筒、雑嚢）を借用、軍服着用（軍服なき者は消防服を借り、「宮城県亘理郡聯合分会」肩章を着ける）などとして、9月15日常磐線亘理駅を出発とされている。なお、当初は「5、6寸まわりの竹杖1本各自持参」とされたが、これは見合わせとなった⁽³²⁾。恐らくは地元では流言に基づく対応に万全を期す心構えであったところ、陸軍を通して軍人分会上層部からの中止命令があつての対応であろう。災害現地に赴いた後の在郷軍人会員の行動が予見を排したものであつたか否かは保障の限りではないが、少なくとも地元に残って救護活動に従事した多くの会員にとっては、藤井が指摘するような社会的役割の自覚を促すものであった。

愛国婦人会：愛国婦人会の創設は1901年であるから、青年団全国組織よりは25年の長、在郷軍人会よりは10年の長がある。愛国婦人会は、奥村五百子（1845～1907）によって創設された婦人団体である。奥村は、肥後唐津に生まれ、幕末・維新の政治運動に関与して以来、大陸問題に関心を持ち、北清事変（1900年）には慰問使として東本願寺連枝に同行、戦場の悲惨な状況を見て、戦死者遺族救護の必要を感じ、旧藩主小笠原長生、侯爵近衛篤磨に援助を乞い、皇族、上流婦人を戴く愛国婦人会を創設、下部組織はすべて官制組織に沿って、県レベルの支部長は知事夫人、夫の地位による序列からを会の組織原理とした準官製団体である。軍人救護を目的として設けられた会であり、日露戦後会員は急増した。1905年46万3766人、その後関東大震災時の1923年には会員数128万1638人⁽³³⁾と約3倍に増加している。軍事救護法施行（1918年）以降、社会事業への関与が会の活動に組み込まれた。震災地東京九段に置かれた本部は被害を免れたため、罹災者収容、炊出し、児童相談所、診療所などを開設した。「愛国婦人会の震災救護施設概要」として掲げられた内容を摘記しておこう。⁽³⁴⁾

- 義捐金品募集：本部及び50支部（ほとんど全国支部に亘る、樺太支部、朝鮮本部を含む）
- 罹災者及び避難者救護：本部、38支部
- 職業紹介：本部、6支部
- 乳児保育：2支部
- 救療：救療班4支部、本部・6支部に診察施設設置
- 義捐金総計：33万8466円30銭、他救恤品
- 救済経費：27万6381円

以上、地域社会における労力提供しうるまとまった組織として、これら3団体は行政の統制下に震災救護の実質的担い手となったことがわかる。青年団はいまだ全国的組織化途上であり、在郷軍人会分会は震災地および震災地周辺の地域においては自警団として非理性的な逸脱を犯したものの、各県の支部分会では主力団体として救援活動を遂行、愛国婦人会は震災救援・救護が全国支部会員にとって新しい活動領域をもたらすものとなったことが確認できる。その意味において、関東大震災は、3団体がそれぞれ行政指導の許に横断的繋がりをつけられて国家総動員体制に向かう以前の、社会的救援・救護の共通体験になったのである。

注

- (1) 震災発生直後の9月3日、天皇が内帑金1千万円を下賜する旨が明らかにされ、9月17日の閣議で罹災者に現金で渡されることが決定された。内帑金は皇室の個有の財産から出されるもので、恩賜金、下賜金ともいう。この恩賜金は勅令422号によって、義捐金同様、取扱者が大蔵省分任出納官に限定された。恩賜金配分は死者、全焼、半焼、全流失などそれぞれ個々の罹災内容に応じて配分されるものであった。そのためには、まず罹災申告の提出が求められた。実際の支給には、地方へ避難した罹災者の身元確認、死亡者遺族の確認などが戸籍簿の焼失によって困難に直面したと思われる。罹災申告の提出などとの関連を考察した上、別稿で論ずる予定である。
- (2) 「ノルマントン号事件と義捐金問題」『メディア史研究』7号、p.1-39、1998年
- (3) 拙著『磐梯山噴火——災異から災害の科学へ——』吉川弘文館、1998年
- (4) 内閣府中央防災会議『1891年 濃尾地震報告書』2005年
- (5) 拙著『地震の社会史——安政大地震と民衆——』講談社学術文庫
- (6) 丸山泰明『凍える帝国——八甲田山雪中行軍遭難事件の民俗誌』青弓社、p.50、2010年において、1902年1月29日付の新聞で報じられたこの遭難事件に対して、5月末の義捐金総額は20万円以上に達したとされる。
- (7) 『大正震災志』下巻、内務省社会局、1925年
- (8) 『東京震災録』後輯、東京市、1925年
- (9) 『大正震災志』下巻、p.235-241
- (10) 福島県歴史館蔵「東京地方震災救済会関係綴」冊ノ1（大正12年、13年）
- (11) 『大正震災志』下巻、p.273-280
- (12) 秋田県公文書館蔵「東京地方災害義捐金品ニ関スル書類」会計課
- (13) 注(12)に同じ
- (14) 秋田県公文書館蔵「震災関係書類」自大正12年9月至大正13年12月 勸業課
- (15) 長野県立歴史館蔵「公文編冊 関東大震災義捐申込書類」（大14-2B-1-11）
- (16) 注(15)に同じ
- (17) 拙稿「関東大震災の地方避難民」『震災復興研究』2011年
- (18) 愛知県公文書館蔵「震災関係書類」愛知郡役所、大正12年、13年（マイクロフィルム）
- (19) 『東京震災録』後輯、p.387-389
- (20) 注(17)に同じ
- (21) 『東京震災録』後輯、p.405
- (22) 大阪府『関東地方震災救護誌』1924年、p.116-132
- (23) 松尾章一監修・平形千恵子・大竹米子編集「関東大震災政府陸海軍関係史料I・政府・戒厳令関係史料」日本経済評論社、p.111-120、1997年
- (24) 『東京商業会議所報』6巻10号、1923年11月、p.16；拙稿「渋沢栄一と関東大震災」『渋沢栄一と関東大震災』渋沢史料館展示図録、2010年、p.4-16
- (25) 大阪府『関東地方震災救護誌』p.256-259
- (26) 『大正震災志』下巻、p.102-107
- (27) 注(10)参照
- (28) 注(17)参照、渋沢史料館蔵「大震善後会書類」（146-7、146-8）
- (29) 熊谷辰治郎『日本青年団史』1942年
- (30) 藤井忠俊『在郷軍人会』岩波書店、2009年
- (31) 『在郷軍人会』p.133-135
- (32) 宮城県公文書館蔵「関東地方大震災関係書類」亘理郡（T12年 0066）
- (33) 飛鋪秀一『愛国婦人会四十年史』（愛国婦人会、1941年）；伊藤康子「愛知県山村にみる愛国婦人会」

- 『愛知県史研究』創刊号，1997年，p.54-72
(34) 『愛国婦人会四十年史』p.412-414

付記

本稿は神奈川県立非文字資料研究センターにおける関東大震災関係資料のデータベース化のための調査，および立命館大学歴史都市防災研究センター GCOE，関西学院大学復興制度研究所山中茂樹教授を研究代表者とする科学研究費「首都直下地震の避難・疎開被災者の支援に関する研究」の共同研究の成果の一部である。調査・研究にご協力，ご支援いただいた方々に感謝申し上げます。